

## 船橋市文化財保護事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市に存する指定文化財及び登録文化財（以下「指定文化財等」という。）の所有者又は管理責任者若しくは管理団体及び保持者又は保持団体が行う指定文化財等の適正な保存管理とその活用を図るため、文化財保護事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し指定文化財等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、船橋市文化財保護条例（昭和39年条例第22号。以下「条例」という。）に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「指定文化財等」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この条において「法」という。）第2条第1項第1号から第6号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群のうち法、千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号）及び条例の規定により指定を受けた文化財あるいは文化財登録原簿に登録されたすべての文化財をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、指定文化財等の維持管理に係る事業（以下「文化財管理伝承事業」という。）のほか別表事業区分の欄に掲げるものとする。

### (補助対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、文化財管理伝承事業にあつては、所有者又は管理責任者若しくは管理団体及び保持者又は保持団体その他教育委員会が認める者とする。その他の事業にあつては、別表補助の対象の欄に掲げるものとする。補助金の交付を受けることのできる者は、別表補助の対象の欄に掲げるものとする。

### (補助金の額及び補助率)

- 第5条 文化財管理伝承事業についての補助金の額は、40,000円とする。ただし、当該事業に係る経費が40,000円に満たないときは、当該経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をもって補助金の額とする。
- 2 文化財管理伝承事業についての補助金は、一の補助対象者につき一件とする。
  - 3 文化財管理伝承事業に係る補助金について国又は千葉県教育委員会の補助金の交付を受ける場合の補助金の額は、当該事業に係る経費の額から国及び千葉県教育委員会が交付する補助金の額を控除した額の2分の1以内に相当する額とする。
  - 4 その他の事業に係る補助金の補助率については、別表補助率の欄に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第6条 条例第11条第1項の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は船橋市文化財補助金交付申請書（第1号様式）に、事業計画書、収

支予算書その他参考となる資料を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請にあたり市長が必要と認めるときは、財産目録、収支決算書、その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 申請者は、第1項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### （交付決定）

- 第7条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定をするものとし、船橋市文化財補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例18号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、補助金の交付決定をしないことができる。
  - 3 第1項の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該決定に係る申請事項に著しい変更が生じるとき又は当該決定に係る行為を中止し、若しくは廃止するときは、速やかに船橋市文化財補助金申請事項（変更・中止・廃止）申出書（第3号様式）により、市長に申し出なければならない。
  - 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査し、その承認若しくは不承認を船橋市文化財補助金申請事項（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。
  - 5 市長は、第6条第3項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

#### （実績報告）

- 第8条 補助事業者が当該補助事業等を完了したときは、船橋市文化財補助事業等実績報告書（第5号様式）に、事業報告書、収支決算書その他参考となる資料を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 第6条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （額の確定等）

- 第9条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審

査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市文化財補助金交付確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。

（是正のための措置）

第10条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

（交付時期）

第11条 補助金は、第9条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市文化財補助金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第7条第4項の船橋市文化財補助金申請事項（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知が不承認であったとき。

（2） 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

（3） 暴力団等であることが判明したとき。

（4） 補助金を他の用途に使用したとき。

（5） 第16条の規定に違反して承認を受けないで補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

（6） 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金等返還命令書（第8号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書により確定額を超

える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第14条 補助対象者は、第12条第1項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

4 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(理由の提示)

第15条 市長は、補助金の交付決定の取消し又は補助事業等の是正のための措置の命令をするとき、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助対象者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他補助金の交付の目的を達成するため、市長が必要と認めるもの

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかななければならない。

(調査又は報告)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、平成21年10月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

第1号様式

船橋市文化財補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者

文化財補助金の交付を受けたいので、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	
名称及び員数			
種 別		指定書の番号 及び交付年月日	
補助事業等の名称			
補助事業等の目的及び内容			
経費所要総額	円		
申請金額	円		
補助事業等の実施期間	着手 完了	予定 予定	年 月 日 年 月 日
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他		

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 補助金交付額の算定

<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）

② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

<input type="checkbox"/> 免税事業者である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/> その他（ ）

第2号様式

船橋市文化財補助金交付決定通知書

船橋市教育委員会教文指令第 号  
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のあった補助金交付の申請について、下記のとおり決定したので、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	
名称及び員数			
種別		指定書の番号 及び交付年月 日	
補助事業等の名称			
経費所要総額のうち補助の対象となる経費			円
交付決定額			円
交付条件	次の場合には、速やかに船橋市長に申し出てその指示を受けること。 1 補助事業等を変更、中止又は廃止するとき。 2 補助事業等の経費の配分の変更をするとき。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったとき。 4 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。 5 その他必要が生じたとき。		

第3号様式

船橋市文化財補助金申請事項（変更・中止・廃止）申出書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者

年 月 日付け船橋市教育委員会教文指令第 号で交付の決定を受けました補助金交付の申請事項を（変更・中止・廃止）したいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 名称及び員数
- 2 種別
- 3 指定書の番号及び交付年月日
- 4 補助事業等の名称
- 5 （変更・中止・廃止）の理由
- 6 （変更・中止・廃止）の内容



第4号様式

船橋市文化財補助金申請事項（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けの船橋市文化財補助金申請事項（変更・中止・廃止）の申出について、下記のとおり通知します。

記

- 1 承認の可否 承認します 承認しません
- 2 承認しない場合理由
- 3 承認に対する条件等

第5号様式

船橋市文化財補助事業等実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者

年 月 日付けで交付の決定を受けました文化財保護事業等の実施状況につきまして、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会 教文指令第 号
補助年度	年度	補助金の名称	
名称及び員数			
種別		指定書の番号 及び交付年月 日	
補助事業等の 名称			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交付決定額			円
既交付額			円
補助対象経費精算額			円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他		

第6号様式

船橋市文化財補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市文化財保護事業補助金交付要綱第9条の規定により、通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会 教文指令第 号
補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額	円		
補助対象経費精算額	円		
補 助 率			
交 付 確 定 額			

第7号様式

船橋市文化財補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者

船橋市文化財保護事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、補助金の交付を次のとおり請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	船橋市教育委員会 教文指令第 号
補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補助事業等の名称			
交 付 決 定 額	円		
交 付 確 定 額	円		
既 交 付 額	年 月 日 交 付 _____ 円		
	年 月 日 交 付 _____ 円		
	年 月 日 交 付 _____ 円		
	計 円		
今 回 交 付 請 求 額	円		
未 交 付 額	円		
添 付 書 類	1 船橋市文化財補助金交付決定通知書又は船橋市文化財補助金交付確定通知書の写し 2 その他 ( )		

第8号様式

船橋市文化財補助金返還命令書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長



船橋市文化財保護事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額				円
返 還 期 限				年 月 日まで
返還を命ずる理由				
返 還 方 法				
指 令 年 月 日	年 月	指令番号	船橋市教育委員会教文指令第 号	
補 助 年 度	年度	補助金の名称		
補助事業等の名称				
交 付 決 定 額				円
既 交 付 額	年 月 日 交 付			円
	年 月 日 交 付			円
	年 月 日 交 付			円
	計			円
交 付 確 定 額				円

第9号様式

船橋市文化財補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

補助事業者

年 月 日付〇〇第 号により交付決定のあった船橋市文化財補助金について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2. 確定申告により確定した船橋市文化財補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 \_\_\_\_\_ 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付資料

返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

※ 本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	提出書類 に <input checked="" type="checkbox"/>
消費税の確定申告の義務ない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算書）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>